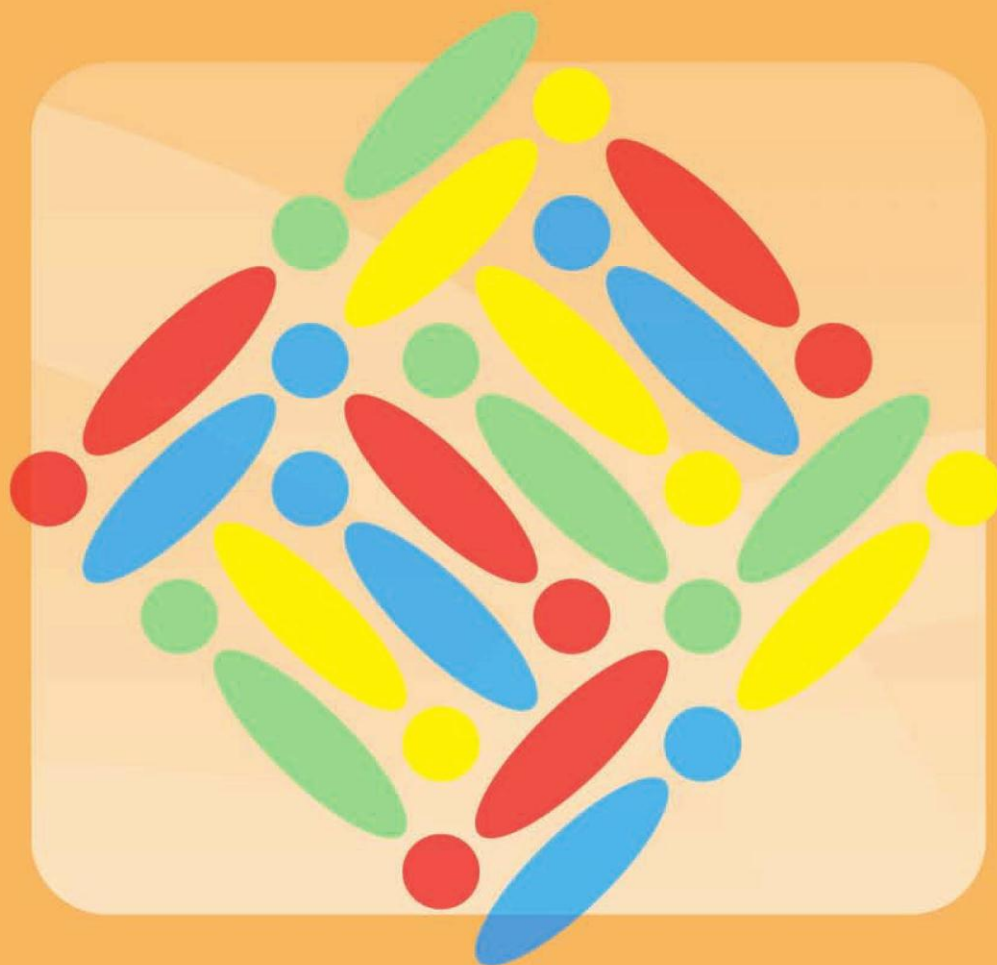


中国残留邦人等の方々への 支援給付のしおり



厚生労働省 社会・援護局
平成26年10月 改定

目 次

- 1 支援制度について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 支援給付の目的・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 支援給付とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 支援給付を受けている方（受けようとする方）に
 お願いする届出など・・・・・・・・・・・・ 10
- 5 こんなときは・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 6 その他の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 7 配偶者支援金について・・・・・・・・・・・・ 18
- 8 疑問や相談があるとき・・・・・・・・・・・・ 20
- 9 地域社会における生活支援などのご案内・・・ 21
- 10 中国帰国者支援・交流センターについて・・・ 22
- 中国帰国者支援・交流センターの連絡先・・・ 23

1 支援制度について

◆ 中国残留邦人等の方々の特別な事情

中国残留邦人等の方々は、戦後の混乱による肉親との離別などで日本に引き揚げる機会を失い、中国、樺太(からふと)、ロシアなどの旧ソ連地域に長い期間残留を余儀(よぎ)なくされた日本人の方々です。

ようやく日本に帰国されたときには、すでに年齢を重ね中高年となっていました。日本の教育も受けることができず、日本語の習得には大変な困難がありました。言葉が不自由なため就労も思うようにはいかず、安定した職も得られないことが少なくありませんでした。

また、戦後の高度経済成長期に国外にいたことにより、他の日本人の方々とは異なり、その恩恵を受けることができませんでした。

このため、帰国後も懸命な努力をしてもなお老後の備えが不十分で、多くの方々は生活保護にたよって生活をされており、また、言葉が不自由なため地域社会にとけ込めないなどのご苦労がありました。

◆ 現在の支援策

このような事情を背景に、従来の支援策を改善し、現在の支援策を実施するための法律（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」）が、平成19年の臨時国会で衆議院・参議院とも全会一致により成立し、平成20年4月から支援が開始されました。

◆ 配偶者支援金の支給

さらに、平成25年の臨時国会において同法が改正され、平成26年10月から特定配偶者に対する支援（亡くなられた中国残留邦人等の方の特定配偶者に対する配偶者支援金の支給）が開始されました。

（P. 18参照）

◆ 支援策

☆平成20年4月から開始された支援

- ① 国が保険料を負担して納付することにより、満額の老齢基礎年金等を支給
- ② 満額の老齢基礎年金等の支給を受けてもなお生活の安定が図れない場合、従来の生活保護に代わり支援給付を支給

☆平成26年10月から開始された支援

中国残留邦人等の方が亡くなられた後に、支援給付を受けている特定配偶者に対して、配偶者支援金を支給

☆ 特定配偶者とは ☆

特定配偶者とは、中国残留邦人等の方が永住帰国する前から継続して中国残留邦人等の配偶者*である方をいいます

※ 婚姻の届け出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含みます。



2 支援給付の目的

支援給付は、中国残留邦人等ご本人とその特定配偶者の生活の安定を目的として、その世帯の必要に応じて生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援などを行うことにより、安心して生活していただくための制度です。

支援給付の仕組みは、法律により生活保護の例によることとされていますが、支援給付は、次のように生活保護とは大きく異なる取扱いがなされている、独自の制度となっています。

- (例)
- ・ご本人の老齢基礎年金については、満額相当額までは収入として認定されない
 - ・一定の金額までは預貯金などの保有が可能
 - ・親族訪問や墓参などで中国などへ渡航する場合、原則2ヵ月程度の渡航期間であれば支援給付を継続支給 など

また、その実施にあたっては、中国残留邦人等の方々の特別な事情に配慮して、中国語等のできる「支援・相談員」(P. 20参照)を配置するなど、懇切丁寧(こんせつていねい)に行っています。

(参考)

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」

第14条第5項

支援給付の実施にあたっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情にかんがみ、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。

3 支援給付とは

◆ 支援給付の対象となる方々

支援給付の対象となる方々は法律に基づき以下のように定められています。

なお、支援給付を受けるためにはあなたの居住地の市役所・区役所・町村役場や福祉事務所などの支援給付の実施機関（以下「実施機関」といいます。）への申請が必要となります。（P. 10参照）

～対象となる方の要件～

(1) 「満額の老齢基礎年金等の支給」の対象となる方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方

【注1】「満額の老齢基礎年金等の支給の対象となる方」には、60歳以上65歳未満で、まだ老齢基礎年金を受給していない方も含まれます。

【注2】平成20年4月1日以後に支援給付を受給中の中国残留邦人等ご本人が死亡した場合は、配偶者が引き続き支援給付を受けることができます。

(2) 平成20年4月1日前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で、生活保護を受給していた方

「満額の老齢基礎年金等の支給」の対象となる方

次の要件のすべてに該当する中国残留邦人等の方々となります。

① 明治44（1911）年4月2日以後に生まれた方

② 昭和21（1946）年12月31日以前に生まれた方

昭和22（1947）年1月1日以後に生まれ、昭和21（1946）年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情のあるものとして、厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含みます。

③ 永住帰国した日から引き続き1年以上日本国内に住所のある方

④ 昭和36（1961）年4月1日以後に初めて永住帰国した方

※「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の支給を受けるためには、厚生労働省への申請が必要となります。

◆ 支援給付の対象とならない配偶者

以下のような配偶者は、支援給付を受けられません。

- 1 平成26年10月1日に、支援給付を受けていない配偶者
(特定配偶者を除く)
- 2 中国残留邦人等と婚姻した日が、平成26年10月1日以後
である配偶者
- 3 中国残留邦人等が死亡し、別の中国残留邦人等と再婚した
配偶者で、再婚した日が平成26年10月1日以後である場合
- 4 平成26年10月1日より前に中国残留邦人等と離婚して、
その後同じ中国残留邦人等と復縁した配偶者で、復縁した日
が平成26年10月1日以後である場合
- 5 中国残留邦人等が死亡し、中国残留邦人等以外の者と再婚
した配偶者



◆ 支援給付の額

支援給付費は一緒に生活している世帯全員の収入（子ども世帯と同居していれば子ども世帯の収入も含まれます）から一定額を除いた額と、国が地域ごとに定めた「生活費の基準(最低生活費)」の額とを比べ、「生活費の基準」で定められた額よりも世帯全員の収入から一定額を除いた額が少ない場合に支給されます。

支援給付費は、「生活費の基準」で定められた額に足りない額となります。このため、支援給付費が「生活費の基準」で定められた額より少ない場合や支給が受けられない場合があります。

<「生活費の基準」で定められた額とは>

国で地域ごとに定めた「生活費の基準」による1ヵ月の生活費をいいます。

この額は、世帯の人数や年齢及び必要な支援により計算されます。

<収入とは>

世帯（同居する子ども世帯を含む）全員の働いて得た収入、年金や手当など他の法律により支給される金銭、親族からの援助、保険金、資産を貸したり売ったりして得た収入の全部を合計したものです。

支援給付費の算定に当たって、以下の収入については収入認定から除くこととなっています。すなわち、以下の収入の額は支援給付費から引かれず手元に残ることになります。

- 中国残留邦人等ご本人の満額の老齢基礎年金の月額に相当する公的年金の収入
- 中国残留邦人等ご本人の満額の老齢基礎年金の月額を超える公的年金の収入の3割
- 中国残留邦人等が亡くなられた後、残された配偶者が受ける配偶者支援金
- 中国残留邦人等ご本人とその配偶者の公的年金以外の収入のおおむね3割

～基準どおりの支援給付が受けられる場合～

中国残留邦人等ご本人の満額の老齢基礎年金等以外に世帯全員に収入のない場合は、「生活費の基準」で定められた額の満額が支給されます。

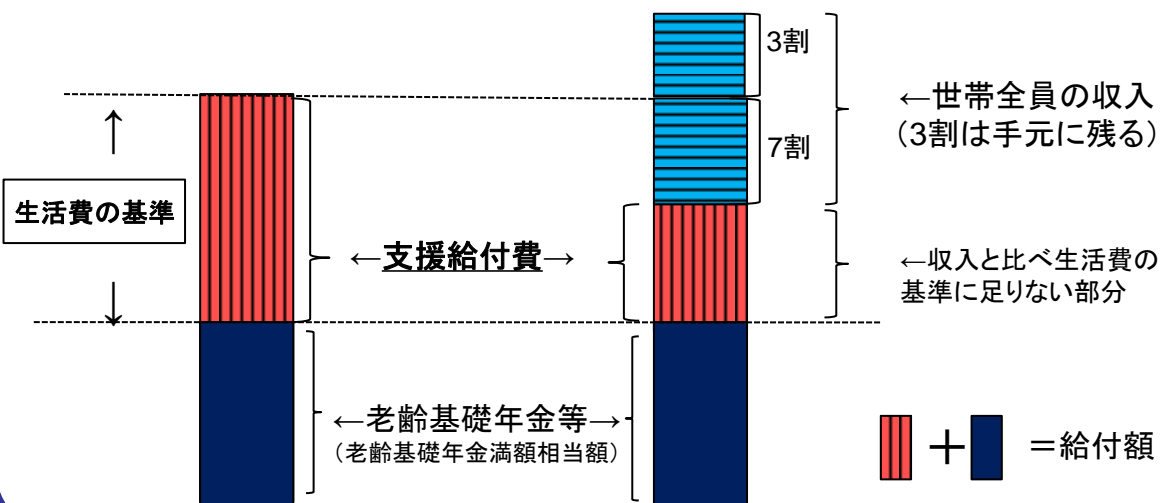
～基準より減額された支援給付が受けられる場合～

ご本人の満額の老齢基礎年金等以外に、勤労収入、厚生年金など世帯員の収入がある場合は、「生活費の基準」で定められた額から、世帯全員の収入から一定額を除いた額を引いた残りの額が支援給付として支給されます。

イメージ図(月額)

《基準どおり支給できる場合》

《基準より減額されて支給できる場合》



☆ 子ども世帯と同居している（同居を検討している）方へ

支援給付制度は、子ども世帯の収入認定の方法について、子ども世帯に一定の収入があっても同居しながら支援給付を受給できるよう配慮した計算方法をとっております。

子ども世帯と同居している方で支援給付を受けていない方、あるいはこれから同居を考えている方は、実施機関にご相談ください。

(P. 11 参照)

～支援給付を受けられない場合～

以下のような場合には支援給付を受けられないことがあります。

1 十分な収入がある場合

ご本人や配偶者の年金や就労収入、財産収入等が生活費の基準を上回る場合

2 十分な資産を所有している場合

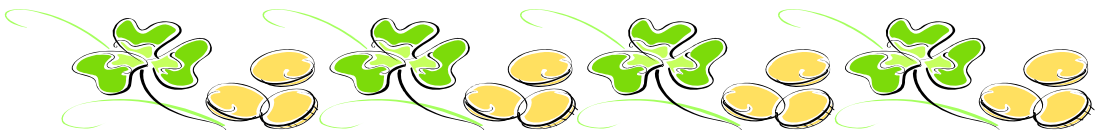
預貯金や貯蓄型の生命保険、不動産など資産をお持ちの方については、その額や、処分した場合の価値にもよりますが、支援給付を受けられない場合があります（保有限度は、現金及び預貯金の額で、約500万円が目安）。支援給付の支給にあたっては、その資産をまず生活の安定に役立てていただくことが原則になるからです。

なお、不動産については、お住まいに活用されている場合や、お子様が所有している場合など、処分せずに支援給付が受けられることがありますので、実施機関にご相談ください。

3 他の制度の利用やご親族の経済的な援助がある場合

雇用保険や障害者自立支援など他の制度を利用できるときや、ご親族が経済的援助を申し出ているようなときなど、支援給付によらずに収入を得られる場合には、まず他の制度や援助を受けることが優先されます。

※ いずれの場合でも、詳細は実施機関にご相談ください。



◆ 支援給付の種類

支援給付には次のような種類があり、支給を受ける世帯の必要に応じて、以下の各支援給付を組み合わせることで支援給付費が支給されます。

- **生活支援給付** 日常生活に必要な食費や光熱水費、衣類などの費用

※ 以下のような事情等により額が変わることがあります。
(例) ◎65歳になったとき・・・介護保険料分の加算がつきます。
◎70歳になったとき・・・年齢に応じた減額があります。
◎11月から3月まで・・・冬期加算がつきます。
◎12月・・・期末一時支援給付がつきます。

- **住宅支援給付** 家賃など住居に関する費用
(一定の限度があります。)

- **医療支援給付** 病院などの医療機関における必要診療費や通院費（診療費については実施機関が医療機関に支払います。)

- **介護支援給付** 介護保険の給付対象となるサービスを受けるのに必要な費用

- **出産支援給付** 出産のための費用

- **生業支援給付** 小規模な事業を始めるための費用
手に職をつけるための技能習得費用

- **葬祭支援給付** 葬式のための費用
(他に葬祭を行う遺族がいる場合には、給付を受けることができません。)

※ご本人が受けられる支援給付については支給決定（変更）通知書をご覧ください。（P. 13に通知書貼付欄あり）